

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第9 議案第49号 開成町上下水道事業条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。提案理由は町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町町営水道事業の財政健全化を図るため、水道料金の改定をしたいので、開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝巳）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第49号 開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出、開成町長、府川裕一。

今回の提案に係る経緯を申し上げます。開成町の水道事業は、人口増加とともに、料金収入も増加傾向にありましたが、近年の節水意識の高まりや、節水機器の普及により、平成20年度以降は料金収入が減少に転じ、平成25年には、一時経常利益が赤字となりました。平成26年、平成27年度は、水道加入金の増収等により、損益計算書上は黒字となっていますが、過去5年以上にわたり、原水原価を供給単価が上回る、いわゆる原価割れが生じている状況です。このような状況の中で、平成24年、平成25年に実施しました、浄水場の耐震診断調査結果に基づく耐震改修工事や、老朽化した水道管の耐震管への敷設替え工事等に今後多額な事業費を要する予定でございます。

そこで、本年5月26日、開成町水道事業運営協議会に今後の水道料金のあり方について、諮問をいたしました。その後、5回にわたる協議会での審議を経て、10月18日に開成町水道事業運営協議会会長より、水道料金のあり方について答申をいただきました。その概要は、近年、給水原価を供給単価が上回る、いわゆる原価割れが続いており、現行の水道料金の設定における収支状況では、今後において、収支の改善は見込めないと判断する。浄水場施設整備事業や耐震管敷設替え工事等の財源として、内部留保資金や水道加入金を活用し、企業債の発行を抑制し、現在の企業債残高の低減を図り、早期に会計として健全性の維持継続に着手する必要がある。

以上のことから、将来に向けた水道事業の健全な経営の維持と確実な施設整備を実施するため、今般における水道料金の改定が必要であると論じ付けるという内容でした。

町では、この開成町水道事業運営協議会の答申を受け、改めて庁舎内協議の上で、安全で安心な給水体制の維持と長期的に健全な事業運営を図るため、答申どおりに、平成29年4月1日からの水道料金の平均16.76%の値上げと。料金区分を現行の2段階から4段階に改正することを決定する。条例の改正をすることを今回お諮りするものでございます。

それでは、条例改正の内容を御説明いたします。

1枚おめくりください。

開成町条例第 号 開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例。

開成町町営水道事業条例（平成10年開成町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

こちらにつきましては、下に改正後と改正前の欄をご覧いただきたいと思います。

条例第22条の表になります。左の表に改正後、右の表で改正前の内容を記載してございます。

下線で示す部分が、改正をする内容となっています。基本料金20立方メートルまでの分、1,400円につきましては、変更ございません。超過料金20立方メートルを超え、60立方メートルまでの80円を、20立方メートルを超え、40立方メートルまでの分、85円と、40立方メートルを超え、60立方メートルまでの分、95円、60立方メートルを超える、100立方メートルまでの分105円と、100立方メートルを超える分、115円に改めるものでございます。

附則をご覧いただきたいと思います。附則、施行日、第1項、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

経過措置。2項、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している水道の使用に係る料金で、施行日以後初めて確定する料金については、この条例による改定後の第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

11番、菊川議員。

○11番（菊川敬人）

11番、菊川です。先ほどの議案で、職員の給与が改正されることに対して、可決がされました。

今回は水道料金の値上げということで上程されております。近隣におきましても、受益者負担を強いるのかということで問題になった経緯がございますが、ここは給与と水道料金ということで、しっかりと分けた形で考えていきたいと思っております。

そうした観点から質問させていただきたいと思っております。まず、質問したいことは、8月から我々は繰り返しこの料金値上げについては説明を受けております。1立米当

たり、4.3円の損益が出ていると説明を受けました。31年には、13.4円の販売損が出るという説明を受けています。既に28年度においても、833万円の損益が出ているということでありますので、値上げに対しては、十分理解するところでございます。

そうした中で確認したいところは、今回の料金をそのまま継続していったときに、一体どういうことになるのかということをお伺いしたいのと、値上げしない対処法というのは何かあるのかどうか、値上げ以外にないのかどうかをまず、お伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

それでは、お答えをさせていただきます。仮に今回の運営協議会の中でもかなり議論をしたところでございますけれども、今回の値上げを見送った場合ということでございますけれども、既に御存知のとおり、いわゆる上水道施設の耐震改修、それに続きます、いわゆる老朽管の耐震化への布設替え工事、そういったものは、これは一つ、必ずやらなければいけない事業として、既に控えております。数億の経費がかかってくると。この財源をどう捻出するかということでございますけれども、いわゆる給水収益が赤字の状況ですと、現在の内部留保資金の取り崩し、それと企業債の活用ということになってまいります。この二つによって、今後の事業費を捻出するということになります。

ただ、企業債を活用するということになりますと、すなわちそれは、支払利息は、全てその後のコストにはね返ってまいりますので、ますます販売損が開いてくるだろうと。今の推移で、仮にもう二、三年して、減少が底を打ったとしても、赤字は改善しないまま、内部留保がなくなり、企業債だけが膨らんでいくといった状況が目に見えてくるということでございますので、そういったことになりますと、最終的にはかなり大きな料金の改定の可能性が出てくるということでございますので、そういったことを避けるためにも少しでも余力のある現在のうちに早めに改定をしていきたいと。このように考えるものでございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

分かりました。本来であれば、もう少し早く改定しておいたほうがよかったのではないかなという気もいたしますけれど、今日に来てしまいましたので、そこは理解するところであります。

先ほど申しましたように、31年度には、1立米当たり13.4円ぐらいの損益が出るということであります。そうしますと、年間で2,500万以上の販売損が出るということになりますので、そこは十分理解しているところでございますが、先ほど部長が申されたように老朽化の対応ですね。敷設替え等を行ったときに、かなりの金

額がそこで発生するわけですが、その敷設替えを行うことに対する、また、さらに料金の値上げ等は発生してくるのか否かお伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

全てこれらはかなり多額な費用を要するものでございますので、計画的に整備をしていくというものでございます。したがって、今回の料金改定をお認めいただきました場合は、その費用もこの財源に充てつつ、今後、できるだけ長い間に少なくとも算定期間にわたっては、決してまた料金改定をしなければならない状況にはならないような形での運営が可能になると考えております。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

もう一点、お伺いいたします。今回のこの料金値上げを行いますと、相対的に収益がどれくらい増が見込むことができるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

現在の実績ベースで計算を申しあげますと、大体2,000万円前後の増収になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問ございますか。

1番、佐々木議員。

○1番（佐々木 昇）

1番、佐々木昇です。私は意識的なところでお聞きしたいのですけれども、提案理由の中に、いつも気になっているのですけれども、町民の方の節水意識の向上というようなことが出てくるのですけれども、これは皆さん町民の方はいろいろな事情があって、努力をして節水をしていただいていると。また、ほかの見方からするとそういう意識というのは、環境に対して考慮した行動という捉え方もできるのですけれども、いろいろ水道関係の絡みも分かりますけれども、そういう町民の意識を、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、踏みにじるような形になってしまうような感じがするのですけれども、この辺に対して、ちょっと町の考えをお聞きしたいのですけれども。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

御指摘の感覚というのは、よく理解するところでございます。その辺のところもま

た、運営協議会の中でも、やはり地域代表の方から、そういった御意見いただいています。もちろん町といたしましても、水道事業を預かる側といたしましても、節水意識を決して踏みにじるような意識は持っておりません。これは無尽蔵の資源というわけではございませんので、当然、節水をしていただく。そういった機器を今の機器というのは、自動的にそういった機器になっておりますけれども、そういったものを御活用いただいた中で、限りある資源を有効に活用していただくということは、当然のことながら、町としても水道事業を預かる側としても、ぜひ推進をしていきたい。その中で、例えば、ペットボトルはできるだけ飲料水として、町の水道を飲んでいただくとか、そういったところで、町の水をPRしていくということと、節水意識の向上というところは両立していく、このように考えております。

○議長（茅沼隆文）

佐々木議員。

○1番（佐々木 昇）

分かりました。今、同僚議員の質問とちょっと重なるところもあるかもしれませんが、今、そういう質問させていただきました。やはり町もそういう行動に出なくてはいけないかなということで、簡単に財政が大変だから上げますよということではなくて、できる限りの努力はしていただきたいと思っておりますけれども、さっきの質問と重なるかもしれませんが、その辺の考えをお伺いします。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

水道料金、当然、お使いいただいた料金ということでございますけれども、いわゆる大切な利用料金でございますので、町としても計画的にこれを財源として使用させていただくということはもちろんでございますし、また、給水原価、これをどうやって圧縮していくかと、町としても、原価の主なものが、いわゆる企業債の支払利息であったり、減価償却費であったりというところで、なかなか圧縮しにくいところではございますけれども、それ以外の例えば、電気料金ですとか、手がつけられるものについては、可能な限り努力をしていきたい、このように考えております。

○議長（茅沼隆文）

佐々木議員。

○1番（佐々木 昇）

私も今回の条例改定は理解するところでございます。

でも、やはり町民の方たちにしっかりと理解をしていただかないと、やはりいけないと思います。

先日、行政側が町民集会をされましたよね。そのときに、私、榎本で質問が出たときに、部長が非常に丁寧に分かりやすいような説明をされていました。また、質問された方も十分納得されたような雰囲気がありましたので、私はこの改定、ホームページ、広報など、その他のところでも、しっかりと丁寧に分かりやすく説明をしていただ

きたいと思いますけれども、この辺はやっていただくこと、約束していただきたいのですけれども。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

ありがとうございます。4月の改定、もし、この条例案が可決していただければ、責任を持ってできるだけ丁寧に様々な媒体を使って、PRをしていきたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。今回の改定、運営協議会で協議した上での数字が上がっているということで、数値的には何ら問題はないと思うのですが、平成12年の4月に改定した以降、16年ですか。経った中でこの改定というのが、なぜここまで先延ばしにされてきたのかというところがすごく疑問になるところで。これは何を言いたいかというと、人間生きるためには電気、水道というのは大変必需品だということで、公共性の高いものであるという考えが一理あると思います。

このたびの改定というのは、原価損と給水単価と給水原価等の対比の中で割れているというところで、なるべく原価に持っていくという考えのもとに、ある意味、利益もなければ損もないというような趣旨のもとに、値上げをしているという部分では、ある意味、公共性というよりも、これは企業会計なので、要は損のないような形で運営をしていくという考えにシフトしていったのかなと捉えるのですよ。そこら辺の考え方をどのように持たれているのか。当然、これは2年先、3年先、10年先見たときに、同じような案件が出てくるはずなんです。そのときの理念というのですか。考え方というのですか。町の考え方がどういう考え方になるのか分からないですけれども、現在の考え方、どのように思っているのか、そこら辺、ちょっと答弁をもらいたいなと。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

御指摘のとおり、過去何年代、かなり長い間、販売損というのが出ております。全体のトレンドで申し上げますと、平成20年度ぐらいまでは、それでも水道の使用料収入も伸びておりました。ところが、ある年度を境として、人口は伸びていっても、やはり急激に使用量が落ちてきた。これは先ほども申しあげましたとおり、節水機器の普及とか、そういったものが大きいのだらうと考えております。

ちょうどそれと重なるわけではございませんけれども、浄水場施設のかなり建設年度から経過をいたしまして、耐震診断もやらなければならないということが平成23

年度あたりから検討されまして、その後、耐震診断を行ったところ、やはりかなり厳しい状況にあるということ。

また、最近は大手の新聞等でもいろいろ特集を組まれているようでございますけれども、水道の管渠がもう耐用年数を迎えて、全国的にはそれを交換しなければいけない厳しい時期に来ているということで、そういったもろもろが重なった中で開成町としても、ここで5年、あるいは10年というスパンの中で、これらを全て主要なところからですけれども、更新をしなければならないという、ちょうどそういう岐路に来ているというところでございます。

刹那的な言ったら申しわけないのですけれども、短期的な収支で見れば、赤字の部分を実際に入金収入で補填をして、会計を回していくということでも、それはそれでいいのかもしれませんが。ただ、長期的にそういった投資、施設整備を行わなければならないということになりますと、その根本となる、本来、投資的な経費に振り向けなければならない入金等の財源は赤字の補填には使うべきではないと。逆に、そういった、安定して、設備投資に回していくということで、長期にわたって安定的な財政運営が水道企業としての経営ができていくのだろう、そう考えております。また、これは20年後、あるいは30年後は、私はいないかもしれませんが、そういったところでも、そういった考えの中で、水道企業というのは経営していかなければならないものであると考えております。

ここある日気がついた非常にまずい、内部留保がない。企業債が非常に大きくなってしまっているというところで、すぐに対応しようとしても、もはや手遅れといったタイプの性質の会計でございますので、早めに手を打っていく必要があるということでございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。部長答弁の中で、施設等が老朽化する。これは十分承知した中で質問しているのですが。要するに考え方とすれば、受益者負担というので、単純にこれはかかっている費用を算出した中で、売った収益の中でツープイするという考え方が一つあるのと。

これは公共性が高いのだから、極端なことを言うと、税金を充ててもいいのではないかという極論、考え方もあるわけじゃないですか。そういう考えに立ってきたとき二通りの考え方があったときに、じゃあ果たしてこの原価割れをしているからいいのかとか、そういう議論なんかも、今後考えていかなくてはいけないという方面もある中で今回、値上げというのは、あくまでもこれは受益者負担の考えで同等にしたんだよというのであれば、今後は、今言う維持管理も含めた中での運営をしていただきたいと。そうすると、逆に考えると受益者負担ということは、サービスの向上が図られていかなくてはいけないという方向になってくると思うのですよ。要するに税

金を投入して、運営をするとすると、そこら辺はサービスというよりも、維持管理、運営をきっちりやっていくという方面にいくのですが、受益者負担の中で運営していくとなると、これは企業として、サービスの向上を追求していかなければいけないという姿勢に立たないといけないと思うので、そこら辺を片方は、そういう考えは取らないで、片方はこういう考えをとってという、要するにいいところ取りではまずいと思うので、姿勢というものはきっちりしていって、先ほどの部長答弁の中でも、ペットボトル等でおいしい水をアピールするんだよ。これはまさしく水道会計を維持していくための、企業としてのサービス精神だと思うので、そういうものをどんどん出していかなければ、この企業会計というのは、要はつなげている人が損するような形になってくるとまずいと思うので、どんどんアイデアを出して、運営をしていてもらいたいというのが、自分からの要望であって、一つ、例を出してもらえれば、過去にも同僚議員が質問していると思うのですけれども、開栓などをするのに、1,000円でしたか、手数料をとるとか、そういうのが、ある意味、サービスしましょうというようなところに流れてくると思うので、それは大きな課題に今回の改定ではなと思いますので、ぜひそういう検討も含めた中で、サービスの向上を図るように運営をしていていただきたいと思いますので、最後にそこら辺、自分の言ったことを聞いた中で、答弁をもらいたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

山田議員の御指摘というのは、ごもっともだと思います。企業会計として、いわゆる地方公営企業法に基づく企業会計として、独立採算でやっていくのであるということは、基本的な書いてある。したがって、税金を投入する自体にならないように必ず運営をしていくということは外しません。

そういうことで、いわゆる受益者負担という原則になりますので、当然のことながら、ある程度の努力が出てくるということであれば、様々なサービスという形で、そこを還元していくのか。あるいは、また逆の意味で料金改定ということも考えてくのかと、そういったことも含めて、様々な選択肢が出てこようかと思います。そういうことはまた、長期的な展望をうたった中で考えております。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、質疑を打ち切り、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、討論がないようですので、採決を行います。

議案49号 開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定することにつ



いて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。